

2024年7月1日

会員各位

一般社団法人 日本糖尿病学会

## 間歇スキャン式持続血糖測定器に係る選定療養の運用について

選定療養の枠組みで使用することが可能となった間歇スキャン式持続血糖測定器について、運用される際には以下の点にご留意いただきたい。

- 当学会による「持続グルコースモニタリングデバイス適正使用指針」  
<[https://www.jds.or.jp/uploads/files/document/cgm/CGM\\_usage\\_guideline\\_2024-05-15.pdf](https://www.jds.or.jp/uploads/files/document/cgm/CGM_usage_guideline_2024-05-15.pdf)> における該当する事項を遵守すること。
- 本制度は、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用が診療報酬上対象とならない患者（C150に掲げる血糖自己測定器加算の算定要件を満たさない患者）を対象に創設されたものであること。
- 本選定療養では、食事・運動療法の評価、現在使用している内服薬の評価、内服薬の増量時・追加時・切り替え時等の評価、健診等で保健指導判定値を超えた人における食後高血糖の評価等が、良い適応である。
- 施設要件を満たす保険医療機関（C150に掲げる血糖自己測定器加算に係る人員に関する要件を満たす保険医療機関）においての使用、もしくはこの保険医療機関の医師若しくは歯科医師から交付された処方箋に基づき間歇スキャン式持続血糖測定器を支給する保険薬局（事前に支給可能か確認が必要：この場合、処方箋交付の費用、薬局での費用は選定療養の料金になる旨の説明を行う）において行われるもののみが対象となる。
- 選定療養の料金については、血糖自己測定器加算のC150-7（1250点）相当額を標準として、社会的に見て妥当な範囲の額とすること。
- 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用を徴収する保険

医療機関は、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、院内の見やすい場所に分かりやすく掲示すること。また、当該掲示事項を原則としてウェブサイトにも掲載しなければならない。

(ただし、ウェブサイトへの掲載について、2025年5月31日までの間、経過措置あり)

- 保険医療機関又は保険薬局が、間歇スキャン式持続血糖測定器の選定療養に係る費用等を定めた場合、又は変更しようとする場合は、(別紙様式 22) により地方厚生(支)局長にその都度報告すること。
- 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の選定療養を行った保険医療機関は、毎年定期的に間歇スキャン式持続血糖測定器の選定療養に係る費用を含めた実施状況について地方厚生(支)局長に報告すること。
- 患者から間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用徴収を行った保険医療機関又は保険薬局は、患者に対し保険診療に係る徴収額と選定療養に係る徴収額を明確に区分した領収書を交付すること。
- 本制度は、患者に対して間歇スキャン式持続血糖測定器の選定療養に関する十分な情報提供がなされ、選定療養の実施に関して患者の自由な選択と同意があった場合にのみ適応される。

以上に基づき、本選定療養の適切な使用をお願いしたい。

参考文献 (2024年6月14日閲覧)

- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001184443.pdf>
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001184441.pdf>
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/15-3.pdf>
- ・ [https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido\\_kansa/hoken\\_heiyo/000335489.pdf](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/hoken_heiyo/000335489.pdf)

(別紙様式 22)

間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）の実施（変更）報告書

上記について報告します。  
令和 年 月 日

保険医療機関・  
保険薬局の  
所在地及び名称  
開設者名

地方厚生（支）局長 殿

（実施日・変更日 令和 年 月 日）

一般的名称及び製品コード	医療機器の 販売名	患者からの徴収額
		円